

	<p>は高低差がある為、三代農地とは一団の農地とは言えず、集団性はありません。また南側については、道路を隔てて原上農地と一団となりますが、10ヘクタール以下の小規模な農地であり、その他2種農地で転用しても支障ありません。申請地は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い土地である為、2種農地と判断できますので、問題ない案件となっています。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>地元委員会から意見があればお願いします。</p>
○ 番 委 員	<p>申請地は県道の歩道に接しており、過去にそのままの形状で公共工事の資材置場として一時利用され、その後、耕作されずそのままとなっています。周辺の農地への影響もなく、今回の計画においても、現状の形での利用となる為、影響はないと考えます。地元の水利承諾も得ており問題ありません。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか？</p>
○ 番 委 員	<p>出入口は県道か？町道側から出入りしないのか？</p>
事 務 局	<p>県道になる為、切り下げ工事の申請をしています。また、申請地は町道に直接接しておらず、町道からの出入りはありません。</p>
会 長	<p>他に意見はありませんか？原上区では以前、通学路に面した土地利用については、子ども達に安全に配慮するよう指導があったと思いますがそのあたりについてはどうなっていますか？</p>
事 務 局	<p>出入口の切り下げについては、県道になりますので、県土整備事務所の指導に従い許可が必要になります。また、新宮町開発指導要綱の対象案件となりますので、停止線等の安全にかかる指導が入るようになっています。</p>
○ 番 委 員	<p>切り下げの幅が広いようであるが可能なのか？</p>
事 務 局	<p>現段階では計画で申請されており決定ではあません。県の基準により許可されます。ご指摘のとおり、最小限での指導が入るかと思えます。許可書の写しが後日提出されますので、確認します。</p>
会 長	<p>他に何か意見はありませんか？</p> <p>意見がなければ、農地法5条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。それでは次の報告案件にはいります。事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>報告案件①、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書につ</p>

	<p>いて説明します。7頁になります。</p> <p>土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況雑種地、面積268㎡。所有者住所、〇〇、氏名〇〇。転用届出者、住所、〇〇、氏名〇〇。転用目的、専用住宅の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計268㎡についてです。8頁をお開きください。位置図になります。北小学校から南東に約400mとなります。9頁に現況のわかる航空写真を、10頁に字図を添付しております。11頁が計画図になります。計画地周囲は全て新設ブロックとフェンス等で囲い、雨水は計画地内で集水して、町道側溝に放流します。汚水については下水へ接続します。周辺に農地がなく、周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	何か質問等がありませんか？無いようであれば、その他に入ります。
事 務 局	農業委員の改選について説明。公募推薦状況の説明。
会 長	<p>他に何か意見はありませんか？ないようでしたら次回は、6月11日(月)、10時00分から開催します。これをもちまして5月の農業委員会総会を閉会します。全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上14：35分</p>